

族議員として当選を勝ちとるよりは、信念を貫き通して生きる道を選ぶ決意だ。悩みは尽きない。

私の議員生活は未だ浅い。しかしその経験の中で考えたことは、議員として生きるならば過去の生業や行きがかりに囚われてはいけなうことだ。そして次に国会議員の先生に決してのめりこんではいけない。そして、次に臨戦不退の精神が大切。日々これ戦いの明け暮れであり、地位や名声の獲得の戦いでなく、真理にどれだけ自分が近づくかが戦いの意味だ。そして、最後に音楽や絵画から受ける感動の心、初々しさを失ってはならない。それは声なき声を聴きとる慧眼であり、「愛語回天の力」を湧き起こす源泉だと信じている。

望み多くして悩み深し 合掌

真の地方分権を実現するには

「地域調整税」の導入を

瀬戸 健一郎

(草加市議会議員)

規制緩和、地方分権、税制改革。中央政界では改革の名のもとに、これら三つの課題を引き合いに出しながら、再編劇が展開されています。私たち地方議員は、その議論の行方を永田町の枠の外で静かに見守っています。しかし、冒頭の三つの課題は永田町で議論されるよりは、本来、地方議員の間でこそ、活発に議論されるべき課題ではないでしょうか。

地方分権の推進のために規制緩和

和や権限委譲が重要なことは事実です。しかし、これらの実現に税制改革が必要不可欠であるとの議論はあまり耳にしません。そもそも真の地方自治の実現を理想としたシャープ勧告は「国」と「地方」の税務行政の改革を唱えたものでしたが、現実には「国力の回復」という国家目標のもとに戦後復興期から高度経済成長期を経て、地域ごとの様々なニーズの調整を後回しにしたままで、世界第二位

の経済大国を築いてきたのです。この陰で地方自治からの乖離が起きたことを忘れてはなりません。

しかしながら、経済的目標を果たすにつれ、政治の課題は細分化され、国民のニーズの多様化、政治や行政への要求が複雑化したため、これまでの政策決定プロセスでは対応しきれなくなってきました。中央集権における行政システムと自民党一党支配による政治システムが、皮肉にもその成果の上に、社会の変化から取り残される形になったのです。地方分権による改革が要求される理由がここにあります。

そこで、これまで後回しにしてきた地方分権や個別利害、価値観の調整に本腰をいれて取り組むこととなります。

現在、国民に課せられている税の約七割が「国税」として徴収さ

れています。これが支出される段になると、約七割が地方公共団体を通して執行されています。理屈からすれば、税収全体の七割を「地方税」にして、中央官僚機構の大幅なリストラを通して生み出した余剰財源を福祉目的に当てれば、今日議論されている増税論義は回避されるかに思われます。しかし、それでは自治体間の格差をさらに助長することにもなりかねず、国民全体の所得や資産の再配分を通じた「公平性」の確保と調整に、国がほとんど影響力を持たなくなる可能性もあります。「国税」と「地方税」の割合の調整は至難の技でしょう。しかし、これを無視した規制緩和や権限委譲は決して真の地方分権を実現することにはなりません。

そこで国税と地方税および自治体間の財源調整を行う新たな税制

改革が必要となります。私は自らの経験と実体験から、次のような税制の改革を提案したいと考えています。

私が議員を務める埼玉県草加市は、東京都に隣接する人口二十万人の中堅都市で、就業人口は約九万五千人。その内、市外への流出者は五万人強。「職住分離」による財政的偏重がここに生じています。例えば、草加市は銀座へ約四〇分の通勤圏にあり、実際に東京都中央区に就業する草加市民は七千人余。中央区の人口が約七万四千人ですから、何とこの約一〇パーセントに当たる人数が草加から毎日通勤していることとなります。さらに、平成四年度の草加市の当初予算は約四二〇億円。一方、中央区は約六二〇億円。人口一人当たりの財政投下額は草加市で約二〇万円、中央区では八〇万円を

優に超え、四倍以上の格差です。加えて、草加市の歳出の多くを占めている下水道整備事業などの基盤整備に関わる経費は、既にそれらが完了している中央区の財政からは支出されず、清掃事業や消防事業が東京都の直轄事業であるために、これらも中央区の支出とはならないので、この豊かな財政が区民生活に直結した二次的、三次的な事業に集中投下できるのです。

人々が働くことによって生み出した資産が、人々が住まない地域に集中投下され続け、ますますその地域の生活コストを向上させて、その地域を過疎化させてしまう。一方、世界有数の大企業を通して生み出される経済活動の果実が、それら大企業で働く就業者が実際に生活する地域に投下されず、一向にその地域の基盤整備は進展しない。私がここで提案したいのは、

東京都が一括して収納する事業税や事業所税を「地方調整税」として一定の人口割合に従って、事業者の居住地に適正に配分するということです。人々の現実の生活圏が既存の行政圏を超えて存在している以上、このような調整税による、視点を変えた税制改革は緊急課題であり、大都市周辺のベッドタウンが抱える切実な問題なのです。

現行の地方制度でも、地方の財政は交付税によってある程度適正に調整されていますが、首都圏や大都市近郊都市はエアポケットのような状況下で、東京や大都市とは公共サービスや都市基盤、財政事情において対照的で困難な状況に直面しています。全体の地方制度が現状維持されるなら、是非ともこのエアポケットにある首都圏および大都市圏近郊の市町村に対

して、地域調整税の導入を実現してゆくべきだと強く主張したいと思えます。



日本の在り方について

北朝鮮の核疑惑に関して強硬策をとるか、妥協するか。世界の平和と安定を守るため、国際連合の平和維持活動PKOに参加すべきか、否か。国連の常任理事国に何のためになりたいのか。日本の国際社会における在り方を問う問題が浮上している。これらの根底にあるのは日本はどのような国であるべきか、という憲法にかかわる基本的な問題である。主権者である国民の一人一人がじっくり考える機会なのである。思考のよすがとして尾崎がどのような考えを持っていたかを紹介したい。

戦後、新憲法が制定された時、尾崎は「新憲法の花は戦争放棄の大宣言」であると明言し、これを可決した国会に心からの敬意を表した。「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」という第一章九条を実に堂々たる大宣言ではないか、と評価していた。そして日本だけが戦争を放棄しても他国がこれに賛同しない限り、その実効は保障されていないか、という議論に対しては、「この規定は、わが国が好戦国であるという世界の疑

惑を除去する消極的效果と、国際連合自身も理想として掲げているところの戦争は、国際平和団体に対する犯罪であるとの精神を、わが国が率先して実現するという積極的效果がある」との認識をもっていた。

尾崎は、当時の日本は無謀な戦争を引き起こした当事者として、十分な発言権を持って、後段の積極的思想を主張するだけの段階にはないが、必ずや何時の日にかこの考えは世界の支持をうけるであろう、と確信していた。いまの日本は「戦争は国際平和に対する犯罪である」ことを信念をもって主張できる立場にある。これはすべての国の核兵器の生産、保有に関してもあてはまることである。国連の五常任理事国は世界に武器を売却する最大の死の商人でもある。その仲間になって何をしようというのか。私には普通の国になることより、理想を實踐して尊敬され愛される国になる事の方が日本に求められる国際貢献だと思えてならない。陸海空軍力が直接の安全保障手段なら、産業、経済、文化、科学などは間接手段である。日本はこの間接力をテコにして世界の安全と幸福に寄与できるのである。

一九九四年六月六日

原 不二子
(尾崎行雄記念財団常務理事)

琴堂言行録

本当の人間をつくる教育に期待する

(新憲法下においては)
 諸君の生命財産は誰のものでもなく、自分のものであるといふことは眞實である。學校で教育を受けるのも、自分のためであるのだ。自分を人間らしい人間、鳥やけだものと違つた、本當の人間にするためであるのだ。自分のためといつても、何もかも自分さへよければよい、人の迷惑などはかまわないといふのではない。それでは鳥やけだものになってしまう。自分を本當の人間にし、人間らしい生活をしようといふのには、人にもさうさせなければだめだ。

いま、盛んに自由といふことが言はれてゐるが、自由もその通りで、人の自由を尊重しなければ、自分の自由は失われる。自由はわがままとは違い、

お互ひの自由を尊重し合ふため、法律や義務やその他のきまりを守らねばならぬ。英國人は、非常に自由を重んずる國民であるが、またよく法律を守る國民でもある。どうしたらよく法律を守るかを考へる國民だ。日本人は、どうしたらよく法律をくぐつてうまいことが出来るかと、法律をくぐることを考へる國民だといはれてゐた。これは本當の人間をつくる教育が行はれてゐなかつたらである。……これから嘘のない眞實をもとにした本當の人間をつくる教育を受ける諸君に望みをかけるのである。

昭和二十六年
 わが遺言

世界と議會 (六月号) 目次

琴堂言行録……………(表2)
 《政界への直言》……………(2)
 隨筆……………(3)

真の政治改革の実現を……………(8)
 —金権・腐敗選挙に墮するな—
 主権国家日本のこれからのコメ……………(13)
 —まだ決着してないウルグアイラウンド—
 東南アジアからみた日本の政治……………(17)
 —神田外務大臣の演説—

議員の声・有権者の声……………(22)
 臨戦不退の精神で……………(22)
 真の地方分権を実現するには……………(24)
 —「地域調整税」の導入を—
 ■日本の在り方について……………(27)
 ■私のラオス滞在日記(3)……………(28)
 ■世界の眼……………(30)

人権問題と米中関係のゆくえ……………(30)
 財団だより・編集メモ……………(32)

連盟の

理想をたどり

獸力を

抑ゆる外に

いきる道なし

昭和十八年
 尾崎行雄

21-8
ISSN 0913-1469

世界と議会

主な内容

真の政治改革実現を —金権・腐敗選挙に臨するな	阪上 順夫
主権国家日本のこれからのコメ —まだ決着してないウルグアイラウンド	桜井 新
東南アジアからみた日本の政治 〈議員の声・有権者の声〉	アリフィン・ベイ
臨戦不退の精神で 真の地方分権を実現するには —「地域調整税」の導入を	河津 章夫 瀬戸健一郎
私のラオス滞在日記(3) =世界の眼=	石田誠一郎
人権問題と米中関係のゆくえ 〈隨筆〉	荒川 邦子 寺下 英明 荒井千香子

6月号



1994

尾崎行雄記念財団

C Y M